

西予市農業委員会 令和8年3月定例総会 議事録

1. 開催日時 令和8年3月23日（月）午後1時22分

2. 開催場所 西予市役所 5階 大会議室

3. 出席委員 34名（1～19番：農業委員、20～38番：農地利用最適化推進委員）

議席	氏名	出席	欠席	議席	氏名	出席	欠席	議席	氏名	出席	欠席
1番	中村 吉年	○		2番	和氣 公三	○		3番	宇都宮文隆	○	
4番	土居 賢一	○		5番	菊池 茂守	○		6番	大久保 卓	○	
7番	大塚 好宏	○		8番	大塚 康倫	○		9番	小笠原 優	○	
10番	兵頭 暁彦	○		11番	高橋 真也	○		12番	河野 宗利	○	
13番	楠 義博	○		14番	重原あゆみ	○		15番	水口 宏文	○	
16番	岡山 圭太	○		17番	角藤 博文	○		18番	堀内 昭利	○	
19番	泉原 猛男	○		20番	西井 敏文	○		21番	和氣 右記	○	
22番	瀧野 清美	○		23番	芝 幹夫	○		24番	三瀬 清隆	○	
25番	水野 久利	○		26番	矢野 数也	○		27番	佐竹 誠二	○	
28番	藤本 敦	○		29番	岩本 哲也	○		30番	三好 輝夫	○	
31番	橋本 保徳	○		32番	鈴木久仁翁	○		33番	久重 儀之	○	
34番	石山 高男	○		35番	梅川 俊一	○		36番	宇都宮 聡	○	
37番	井上 明宏	○		38番	松本 修一	○					

4. 欠席委員 なし

5. 議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 報告第8号 農地等の賃借権及び使用貸借権の合意解約について
- 日程第4 報告第9号 非農地現況証明について
- 日程第5 報告第10号 農地所有適格法人の要件確認について
- 日程第6 議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第7 議案第12号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第8 議案第13号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第9 議案第14号 農用地利用集積等促進計画（案）について
- 日程第10 議案第15号 令和8年度最適化活動の目標の設定等（案）について

6. 出席した事務局職員

事務局長 亀岡 敦志 事務局次長 木崎 真近
 農地係長 井上 誠教 農地係主査 二宮 裕一

7. 会議の概要

亀岡局長	<p>定刻より少し早いですが、皆さんお揃いになられたようですので、始めたいと思います。ご起立ください。一同、礼。ご着席ください。</p> <p>ただいまから令和8年3月の定例総会を開会いたします。それでは、開会にあたりまして、中村会長があいさつを申し上げます。</p>
中村会長	<p>どうも皆さん、こんにちは。暑さ寒さも彼岸までということで、かなり暖かくなってまいりました。陽の当たる場所では、暑いくらいになっております。だんだんとですね、秋と春が無くなってきよるんじゃないかと思っております。それから桜ですが、今日こちらへ来るときに野福峠の桜を見てみたんですけど、まだ咲いておりません。トンネルを抜けたところで2、3輪咲いとるかなというくらいでございます。皆さんの地元はどうですかね。まあ、そういう状態でございます。今月29日には、明浜町依津でさくら祭りがございますので、来てみようかなという人は是非、来ていただいたらと思っておりますのでよろしくお願いをいたします。</p> <p>本日は報告事項が3件、議案が5件となっております。ご意見ありましたら、どんどん出していただきまして進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。</p>
亀岡局長	<p>それでは、議事に移ります。議事進行は規則によりまして中村会長が務めます。</p>
中村会長	<p>ただいまから3月定例総会を開会いたします。本日の出席委員は、農業委員19名中19名、農地利用最適化推進委員19名中19名で定足数に達しており、総会は成立しています。</p>
中村会長	<p>次に、日程第1「議事録署名委員の指名について」議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし。との声)</p>
中村会長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、14番 重原委員、30番 三好委員のお二人にお願いします。</p>
中村会長	<p>次に、日程第2「会期の決定について」を議題といたします。</p> <p>会期は本日1日間と致したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし。との声)</p>
中村会長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、会期は本日1日間と決定しました。</p>
中村会長	<p>次に、日程第3、報告第8号「農地等の賃借権及び使用貸借権の合意解約について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
二宮主査	<p>報告第8号「農地等の賃借権及び使用貸借権の合意解約について」報告いたします。議案書の2ページ、3ページをご覧ください。</p> <p>今月の合意解約は、農業経営基盤強化促進法に基づく賃借権の解約が8件、使用貸借権の解約が1件となっております。以上で「農地等の賃借権及び使用貸借権の合意解約について」報告を終わります。</p>

中村会長	次に、日程第4、報告第9号「非農地現況証明について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
井上係長	<p>報告第9号「非農地現況証明について」報告いたします。議案書の3ページをご覧ください。</p> <p>整理番号1番、申請人岡山県岡山市、●●●●ほか2名から証明願いが提出されましたので、「非農地証明取扱要領」の基準に基づき審査を行うとともに、農業委員、9番 小笠原委員、19番 泉原委員の確認の印鑑もございましたので、記載しています日付をもって証明書を発行いたしました。今回の証明書発行によりまして、法務局への地目変更登記が可能となり、農地法の規制や適用を受けない土地となります。以上で「非農地現況証明について」報告を終わります。</p>
中村会長	次に、日程第5、報告第10号「農地所有適格法人の要件確認について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
二宮主査	<p>報告第10号「農地所有適格法人の要件確認について」報告いたします。議案書4ページをご覧ください。</p> <p>農地所有適格法人は農地法第6条第1項の規定により、事業年度終了後、3箇月以内に事業の状況等を農業委員会に報告しなければならないことになっています。今回、「株式会社●●●●」から報告がありましたので、農地所有適格法人として要件を満たしているか否かをチェックしました。その結果につきましては、農地所有適格法人の要件確認書をもって報告とさせていただきます。以上で「農地所有適格法人の要件確認について」報告を終わります。</p>
中村会長	<p>次に、日程第6、議案第11号の整理番号1番については、21番 和氣委員が農業委員会法第31条、議事参与の制限にあたります。よって、和氣委員退席後、整理番号1番を審査、審査終了後入室・着席をしていただきます。</p> <p>《 21番 和氣委員 退席 》</p>
中村会長	それでは、日程第6、議案第11号「農地法第3条の規定による許可申請について」整理番号1番を議題といたします。事務局の提案説明をお願いします。
二宮主査	<p>議案第11号「農地法第3条の規定による許可申請について」整理番号1番について説明いたします。議案書の5ページをご覧ください。</p> <p>整理番号1番の申請は、渡人●●●●から、受人●●●●へ所有権移転の売買を行うものであります。なお、法第3条第2項各号の判断については、別添調査書の1ページにあるとおり許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で議案の提案説明を終わります。</p>
中村会長	ただいまの説明に関連して、地区担当推進委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。整理番号1番をお願いします。
23番 芝 委員	整理番号1番の案件につきまして、23番 芝が報告いたします。先ほどの議事日程第3の報告第8号6番の賃借権の合意解約にありました農地で、以前より受人が借り受け、耕作している農地であります。畔等が老朽し、改修するにあたり、費用などの負担事情から今回の所有権移転の申請に至ったようです。3月17日に河野農業委員と現地確認を行い

	<p>ました。許可要件などすべてにおいて問題はなく、受人は意欲的に営農に取り組んでおり周辺農地及び地域営農への影響もないと思います。</p>
中村会長	<p>現地の状況につきましては、地区担当推進委員から報告がありました。 ただいまの地区担当推進委員からの報告に関しまして、農業委員から補足説明等がありましたら、報告をお願いいたします。</p> <p>(補足説明なし)</p>
中村会長	<p>特に補足説明等がありませんので、これより質疑に移ります。 ただいまの事務局の説明や地区担当推進委員からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p>
中村会長	<p>質疑がなければ以上で質疑を終結といたします。 お諮りいたします。整理番号1番を原案のとおり許可することに賛成する農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
中村会長	<p>全員賛成と認めます。 よって、整理番号1番を原案のとおり許可することに決定しました。</p> <p>《 21 番 和氣委員 着席 》</p>
中村会長	<p>次に、整理番号2番については、14番 重原委員が農業委員会法第31条、議事参与の制限にあたります。よって、重原委員退席後、整理番号2番を審査、審査終了後入室・着席をしていただきます。</p> <p>《 14 番 重原委員 退席 》</p>
中村会長	<p>それでは、整理番号2番を議題といたします。事務局の提案説明をお願いします。</p>
二宮主査	<p>整理番号2番を説明いたします。この申請は、貸人●●●●及び●●●●から、借人●●●●へ賃借権の設定を行うものであります。なお、法第3条第2項各号の判断については、別添調査書の2ページにあるとおり許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で議案の提案説明を終わります。</p>
中村会長	<p>ただいまの説明に関連して、地区担当推進委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。整理番号2番をお願いします。</p>
24 番三瀬委員	<p>整理番号2番の案件につきまして、24 番 三瀬が報告します。本案件は、今までの利用権設定から農地法第3条での賃借権の設定を申請するものです。渡人の申請地は2名による共有名義で、ともに松山市在住であります。受人は、取得後もすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離等からみても問題がないことから許可要件をすべて</p>

	<p>満しております。</p> <p>また、申請地は、農地として耕作されていることを申請人案内の下、3月15日に河野農業委員と確認しました、受人は、意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地及び地域営農への影響はないと思われます。</p>
中村会長	<p>現地の状況につきましては、地区担当推進委員から報告がありました。</p> <p>ただいまの地区担当推進委員からの報告に関しまして、農業委員から補足説明等がありましたら、報告をお願いいたします。</p> <p>(補足説明なし)</p>
中村会長	<p>特に補足説明等がありませんので、これより質疑に移ります。</p> <p>ただいまの事務局の説明や地区担当推進委員からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p>
中村会長	<p>質疑がなければ以上で質疑を終結といたします。</p> <p>お諮りいたします。整理番号2番を原案のとおり許可することに賛成する農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
中村会長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、整理番号2番を原案のとおり許可することに決定しました。</p> <p>《 14番 重原委員 着席 》</p>
中村会長	<p>次に、整理番号1番と2番を除く8件を議題といたします。事務局の提案説明をお願いします。</p>
二宮主査	<p>整理番号1番と2番を除く8件を説明いたします。権利別では、所有権移転の売買が4件、贈与が2件、交換が2件です。なお、法第3条第2項各号の判断については、別添調査書の3ページから10ページにあるとおり、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で議案の提案説明を終わります。</p>
中村会長	<p>ただいまの説明に関連して、地区担当推進委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。整理番号3番をお願いします。</p>
38番松本委員	<p>整理番号3番の案件につきまして、38番松本が報告します。受人は現在、自作地がありませんが、農作業歴は12年とのことです。所有地は認定新規就農の関係で、自身が経営する法人の従業員に利用権設定をしていますが、自身も一緒に農業経営を行っています。取得後においては、すべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離等からみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしております。また、申請地は農地として耕作されていることを3月21日に土居農業委員と確認しました。受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地及び地域営農への影響はないと思います。</p>

中村会長	4番をお願いします。
23番 芝 委員	整理番号4番の案件につきまして、23番 芝が報告いたします。申請地の水田は、以前より利用権を設定し受人が耕作している農地です。渡人は、東京都在住でこちら地元の後継者もなく、今後のことを考え受人と協議の上、所有権の移転申請にいたったようです。それに伴い、畑地も申請地に加えたものです。3月19日に宇都宮農業委員と現地確認を行いました。受人は意欲的に営農に取り組んでおり、許可要件など問題はなく、周辺農地及び地域営農への影響もないと思います。
中村会長	5番、6番をお願いします。
24番 三瀬委員	整理番号5番、6番の2案件は、ともに所有者間での所有権移転、交換であり申請内容が同じでありますので、一括して24番 三瀬が報告します。この2案件は、両者の先代が口約束のまま、交換で現在まで耕作をしておりましたが、今回、本来の所有者に正すため、両者で協議され申請を行うにいたしました。申請人2名は、意欲的に農業に取り組んでおり、すべての農地を利用すること、機械、労働力、技術通作距離等からみても問題なく許可要件を満しております。3月15日に2件の申請地が農地として耕作されていることを重原農業委員と確認しました。
中村会長	7番、8番をお願いします。
29番 岩本委員	整理番号7番の案件について、29番 岩本が報告します。受人が取得したい農地は、立地も良いことで規模を拡大したいということです。取得後は、すべての農地を利用し、機械、労働力、技術、通作距離からみても問題なく、許可要件をすべて満たしています。また、申請地は農地として耕作されています。受人は意欲的に営農に取り組み、周辺及び地域営農に影響はないと思います。
29番 岩本委員	整理番号8番の案件を29番 岩本が報告します。譲渡人が譲渡したい農地は、受人の自宅の横にあり、受人も整理番号7番の案件農地と交換という考えもありましたが、所有権移転の売買をするものです。取得後はすべての農地を利用し、労働力、通作距離からみても許可要件をすべて満たしています。また、申請地は農地として整備され、意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地や地域営農に影響はないと思います。
中村会長	9番をお願いします。
26番 矢野委員	整理番号9番の案件につきまして、26番 矢野が報告します。3月14日、小笠原農業委員と現地確認をしました。受人は、経営規模を拡大するために取得したいということがあります。当該案件の農地は、父親の生家に隣接する土地であることから、土地勘があり、通作距離はやや遠いものの、問題はないものと思われます。取得後においては、すべての農地を利用すること、機械、労働力、技術等からみても問題ないことから、許可要件をすべて満たしております。申請地は、やや荒地気味になっておりましたが、草刈等で十分整備できる状況であり、取得後早急に農地整備し、農業経営を進めるとのことです。受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地及び地域営農への影響はないと思われます。
中村会長	10番をお願いします。

33 番久重委員	<p>整理番号 10 番の案件につきまして、33 番 久重が報告します。譲渡人が高齢のため、農作業ができないとのことで譲渡になりました。譲受人の現住所が宇和町となっておりますが、主に八幡浜市横平地区まで通い営農を行っています。申請地は農地で、自作地に隣接しており農作業に便利のため、経営規模を拡大し意欲的に農業に専念したいそうです。通作距離等問題なく、許可要件を満たしております。周辺農地及び地域営農への影響もないと思います。3月14日に菊池農業委員、譲受人の父の3人で現地を確認しております。</p>
中村会長	<p>現地の状況につきましては、地区担当推進委員から報告がありました。 ただいまの地区担当推進委員からの報告に関しまして、農業委員から補足説明等がありましたら、報告をお願いいたします。</p> <p>(補足説明なし)</p>
中村会長	<p>特に補足説明等がありませんので、これより質疑に移ります。 ただいまの事務局の説明や地区担当推進委員からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p>
中村会長	<p>質疑がなければ以上で質疑を終結といたします。 お諮りいたします。整理番号 1 番と 2 番を除く 8 件を原案のとおり許可することに賛成する農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
中村会長	<p>全員賛成と認めます。 よって日程第 6、議案第 11 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」整理番号 1 番と 2 番を除く 8 件を原案のとおり許可することに決定しました。</p>
中村会長	<p>次に、日程第 7、議案第 12 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の提案説明をお願いします。</p>
井上係長	<p>議案第 12 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」説明いたします。議案書の 6 ページをご覧ください。 今月の農地法第 4 条第 1 項の規定による申請は 1 件です。転用場所は宇和町小原の畑、合計面積 375 m²の 3 筆で、転用目的は自己住宅の建築です。農地区分は、10ha 以上の連担した農地の広がりがないため、第 2 種農地と判断し、農地法施行規則第 33 条第 1 項第 4 号の例外許可事由の集落接続に該当すると考えます。その他の要件につきましては、別添意見書 11 ページにあるとおり、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で議案の提案説明を終わります。</p>
中村会長	<p>ただいまの説明に関連して、農業委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。整理番号 1 番をお願いします。</p>
14 番重原委員	<p>整理番号 1 番を 14 番 重原が報告します。3月15日に三瀬委員と現地確認を行いました。申請人は現在借家に住んでいますが、家族が増えたことで手狭となり、申請人が併続</p>

	<p>した土地への建て替えを検討したところ、宅地だけでは面積が不足することと進入路が狭いために今回の申請となりました。周辺に農地はなく、他の農業への支障はないものと思われれます。</p>
中村会長	<p>現地の状況につきましては、農業委員からの報告がありました。</p> <p>ただいまの農業委員からの報告に関しまして、地区担当推進委員から補足説明等がありましたら、報告をお願いいたします。</p> <p>(補足説明なし)</p>
中村会長	<p>特に補足説明等がありませんので、これより質疑に移ります。</p> <p>ただいまの事務局の説明や農業委員からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p>
中村会長	<p>質疑もないようですので質疑を終結とし、日程第7、議案第12号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」整理番号1番を許可相当として、県知事へ意見を付して送付することに賛成する農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
中村会長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、日程第7、議案第12号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を許可相当として、県知事へ意見を付して送付することに決定しました。</p>
中村会長	<p>次に、日程第8、議案第13号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の提案説明をお願いします。</p>
井上係長	<p>議案第13号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」説明いたします。議案書の6ページをご覧ください。</p> <p>今月の農地法第5条第1項の規定による申請は1件で、所有権移転の売買となります。転用場所は宇和町永長の畑、563㎡で、転用目的は集合住宅の建築です。農地区分は、鉄道の駅から300m以内にある農地のため、第3種農地と判断し、原則、許可の事案と考えます。その他の要件につきましては、別添意見書12ページにあるとおり、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で議案の提案説明を終わります。</p>
中村会長	<p>ただいまの説明に関連して、農業委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。整理番号1番をお願いします。</p>
7番大塚委員	<p>整理番号1番を7番大塚が報告します。3月14日に宇都宮農業委員と現地確認を行いました。申請地は北側と南側が宅地、西側は市道で、東側が畑ですが、転用の同意を得ています。排水に関しては、北側の市道に埋設の汚水枠へ接続工事をおこなうため問題はないと思われれます。</p>
中村会長	<p>現地の状況につきましては、農業委員からの報告がありました。</p>

<p>中村会長</p>	<p>ただいまの農業委員からの報告に関しまして、地区担当推進委員から補足説明等がありましたら、報告をお願いいたします。</p> <p>(補足説明なし)</p> <p>特に補足説明等がありませんので、これより質疑に移ります。 ただいまの事務局の説明や農業委員からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p>
<p>中村会長</p>	<p>質疑もないようですので質疑を終結とし、日程第8、議案第13号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」整理番号1番を許可相当として、県知事へ意見を付して送付することに賛成する農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>中村会長</p>	<p>全員賛成と認めます。 よって、日程第8、議案第13号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を許可相当として、県知事へ意見を付して送付することに決定しました。</p>
<p>中村会長</p>	<p>次に、日程第9、議案第14号「農用地利用集積等促進計画（案）について」を議題といたします。事務局の提案説明をお願いします。</p>
<p>木崎次長</p>	<p>今月の農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による案件は、68件でございます。議案書の7ページからご覧ください。</p> <p>西予市長より令和8年3月11日付けで農用地利用集積等促進計画（案）について意見を求められています。中間管理機構への利用権の新規設定が66件です。利用権の設定をする者が52名、設定を受ける者が30名、うち地域計画内の案件が49件でございます。利用権設定面積は168,894㎡、筆数が130筆です。</p> <p>また、所有権の移転は2件で、移転をする者は、岡山県倉敷市●●●●、野村町大野ヶ原●●●●、所有権の移転を受ける者は、松山市、えひめ農林漁業振興機構です。所有権移転の面積は合わせて20,649㎡、筆数は8筆、移転の予定時期は令和8年5月1日、対価はそれぞれ219,000円と300,000円です。えひめ農林漁業振興機構が農地を買い受けた後、備考に記載しております地域の担い手へ売り渡される見込みです。</p> <p>以上の計画内容は、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で提案説明を終わります。</p>
<p>中村会長</p>	<p>事務局の提案説明が終わりましたので、これより質疑に移ります。質疑はございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
<p>中村会長</p>	<p>質疑もないようですので質疑を終結といたします。 お諮りいたします。日程第9、議案第14号「農用地利用集積等促進計画（案）について」を、原案のとおり異議ない旨意見することに賛成する農業委員の挙手を求めます。</p>

	(全員挙手)
中村会長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、日程第9、議案第14号「農用地利用集積等促進計画(案)について」の68件は、原案のとおり異議ない旨西予市長に意見することに決定しました。</p>
中村会長	<p>次に、日程第10、議案第15号「令和8年度最適化活動の目標の設定等(案)について」を議題といたします。事務局より提案説明をお願いします。</p> <p>なお、この案件につきましては、農業委員及び農地利用最適化推進委員、全員の採決を求めます。</p>
木崎次長	<p>別添、ホチキス留め2枚ものの資料をご覧ください。</p> <p>議案第15号「令和8年度最適化活動の目標の設定等(案)について」説明いたします。農業委員会法第37条の規定により、毎年3月末までに翌年度の最適化活動の目標を設定し、県及び農業会議に報告、併せて4月末までに公表することとなっています。よって、3月定例総会で審議をいただくものであります。</p> <p>要点を絞って説明いたします。まず、表面の令和8年4月1日現在における農業委員会の状況については、2020年農林業センサスや各種統計に基づく数値をそのまま引用し、記入したものですので省略します。ちなみに2025年農林業センサスの市町ごとの数値は今年4月以降、順次、公表がなされることになっています。</p> <p>ページをめくっていただいて左のページをご覧ください。一番上(1)農地集積の課題として、文章を記載しておりますので読み上げます。「相続登記の義務化により遠隔地に居住する所有者から農地を売りたい・貸したいとの要望が急増しているが、農業従事者の高齢化により受け手が見つからない現状にある。さらに中核的担い手のリタイアが相次いでおり、地域内農地の空洞化を防ぐ取り組みが急務である。担い手の確保・育成、集落営農の組織化や法人化の推進はもちろん、農業経営を圧迫する燃料や資材の高騰対策も課題である。」。続いて、中ほどの(2)遊休農地の解消課題としては、「耕作者の高齢化に伴い、山沿い等条件の悪い園地から耕作を断念する事例が多い。」としております。</p> <p>右のページをご覧ください。一番上の令和7年度新規参入者数と面積は、市が農業次世代人材投資資金の支給を決定した6名と、その耕作面積合計5.9haを記入しております。また、中ほど2番の(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標ですが、令和7年度は、従来のひと月あたり「8日」から「5日」へ減らし、計画を立てておりました。しかしながら、愛媛県農業会議から「目標はあくまで月8日」との指摘がありましたので、令和8年度は、ひと月あたり8日に戻しております。活動日誌を月に8日分書きましようという目標数値です。</p> <p>以上、概略ではありますが、議案第15号「令和8年度最適化活動の目標の設定等(案)について」の説明を終わります。</p>
中村会長	<p>事務局の提案説明が終わりましたので、これより質疑に移ります。質疑はございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
中村会長	<p>なければ、以上で質疑を終結といたします。</p>
中村会長	<p>日程第10、議案第15号「令和8年度最適化活動の目標の設定等(案)について」原案</p>

のとおり、決定することに賛成する農業委員および農地利用最適化推進委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

中村会長

全員賛成と認めます。

よって、日程第 10、議案第 15 号「令和 8 年度最適化活動の目標の設定等（案）について」は原案のとおり決定し、県及び農業会議に通知あわせて公表することに決定しました。

中村会長

以上をもちまして、本日の定例総会を終了といたします。

次回の定例総会は、4 月 23 日木曜日の午後 1 時 30 分から当会議室で行います。

亀岡局長

ご起立ください。一同、礼。ご着席ください。

午後 2 時 02 分閉会

議事録署名委員

会 長

14 番 委 員

30 番 委 員